

人吉市農業委員会定例総会

(第12回)

平成28年12月26日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

平成28年12月26日
市役所仮本庁舎3階議員控室

議事日程

- 日程第 1 議第 53 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 54 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 55 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 56 号 農地移動適正化あっせんについて
日程第 5 議第 57 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会の意見決定について
日程第 6 議第 58 号 非農地判断の一部取り消しについて
日程第 7 議第 59 号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について
日程第 8 議第 60 号 農業委員会の規則等の改正について

その他協議報告事項

○ 出席委員（19名）

会 長	20番	小 園 隆 光
職務代理人	19番	北 村 和 人
委 員	1番	永 田 正 輝
同	2番	平 川 裕 征
同	3番	林 主 一
同	4番	上 村 邦 明
同	5番	今 井 二 郎
同	6番	猪 古 昭 洋
同	7番	中 村 隆 司
同	8番	才 尾 弘 太 郎
同	9番	宮 崎 右 男
同	10番	迫 田 幸 乃
同	11番	堤 千 鶴 子

同	12番	島津良邦
同	13番	大石正廣
同	14番	永石栄二
同	15番	内布征生
同	16番	上野博司
同	17番	福屋智香子

議事録署名委員	7番	中村隆司
	8番	才尾弘太郎

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	荒毛正浩
次	長	和泉光代
主	席	坂井正子
主	任	堂坂高弘

開会：9時00分

○（議長）皆さんおはようございます。

本日の会議は、出席委員数が定足数に達しておりますので成立いたしました。

ただ今から、平成28年第12回人吉市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員に7番委員、8番委員を指名します。

それでは議事にはいります。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第53号を議題といたします。事務局次長お願いします。

○（事務局次長）日程第1・議第53号 朗読

○（議長）1番について15番委員の調査報告をお願いします。

○（15番委員）おはようございます。3条の許可申請に対する1番について報告をいた

します。土地の所在は記載のとおりです。面積は4筆の2, 584㎡。現地は1枚の田になっていますが、4筆に分かれております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。権利の種別は3条の無償移転ということですが、生前贈与になります。3条の調査書をご覧ください。調査いたしました結果、1番、4番、5番、7番に該当しないということで判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

- （議長）ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番について19番委員の調査報告をお願いします。

- （19番委員）おはようございます。それでは農地法第3条の2番について説明いたします。土地の所在は記載のとおりで、地目は田、面積は495㎡です。権利種別は有償移転。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人は今年の1月に3条申請で農地を買っております。1月に許可を受けて取得した農地が2筆あり、その2筆の間に挟まっていた農地が今回の申請地になります。真ん中に挟まっていたということで、譲渡人も「どうにかして欲しい。」ということで、譲受人が買うということで申請になりました。調査の結果でございますが、農地法第3条の第2項の第1号、4号、5号、7号いずれも該当しないということで、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番について16番委員の調査報告をお願いします。
- （16番委員）おはようございます。議第53号、3番の報告をいたします。土地については記載のとおりです。地目は畑でありまして、面積は2筆の24,044㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲受人が県外の方でございまして新規就農、譲渡人は農業の廃止でございまして。譲渡人は、家屋敷も持っておられますが、よそに転居されるということで全て手放されます。申請および調査からしまして、新規就農ということでございまして、現地には既に栗が定植されておられまして取得後、全農地を効率的に管理ができると思います。調査の結果、調査書の1番、4番、5番、7番にいずれも該当しないと判断いたしましたので、皆様のご審議の方よろしく申し上げます。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。
- （7番委員）譲受人はこの年齢で無職ということですが、今まで何も仕事に就かれたことがないのでしょうか。仕事を辞められて農業をするということでしょうか。
- （16番委員）譲受人は仕事をされているということですが、正確に確認をしようと電話をしましたが、連絡がつかず確認は取れておりません。譲渡人から内容等は確認をしております。
- （7番委員）譲受人は間違いなく農業をされるということですね。
- （16番委員）はい。家族もおられまして子どもさんも小学校5年生ということで、今回は本人さんだけがおいでになるそうです。子どもさんが小学校を卒業されたら残りの家族の方も人吉に来られるということでした。
- （議長）ほかに質疑はありませんか。
- （7番委員）この件は本当に移って来られるかを事務局も見ていただけたらと思います。
- （議長）大野付近は荒れるよりかは誰かに管理をしてもらったほうがいいかと思います。
- （7番委員）反対ではありません。それはどんどん入って来ていただければと思います。

- （12番委員）新規就農者で1年も続いた方をあまり見たことがありません。
- （7番委員）やはり皆で育てていかなければならないと思います。何かあったらすぐにも相談できるような体制をある程度とっていかなければならないと思います。
- （議長）分かりました。それぞれ目配り気配りをしながら育ていくという形に持っていければと思います。
ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決めるにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
日程第2・議第54号を議題といたします。事務局次長をお願いします。
- （事務局次長）日程第2・議第54号 朗読
- （議長）1番について2番委員の調査報告をお願いします。
- （2番委員）おはようございます。それでは議第54号、農地法第4条許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田。面積105㎡です。申請人は記載のとおりです。転用目的は貸駐車場。農地区分はその他の農地、第二種農地、都市計画区域内、用途指定区域外です。現場は既に申請目的の駐車場になっており既転用です。既に亡くなられている申請人の父親の時代に周辺住民の要望もあり、駐車場にされましたが転用申請をされていませんでしたので、今回、申請人からの始末書が提出されています。転用場所は別紙の位置図の4ページのとおりです。調査書をご覧ください。立地基準、記載のとおりです。農地の区分はその他の農地、第二種農地です。一般基準の1番、3番、6番は適当すると判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願い致します。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番委員はそのままそこで待機をお願いします。
日程第3・議第55号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

- (事務局次長) 日程第3・議第55号 朗読

- (議長) 1番について2番委員の調査報告をお願いします。

- (2番委員) 議第55号、農地法第5条許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田。面積は467㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用理由は個人住宅の建設。農地の区分は第一種農地、都市計画区域内、用途指定区域外。着工と完了は記載のとおりでございます。転用場所は別紙の位置図5ページのとおりです。調査書をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。農地の区分は第一種農地ですが、集落に接しているため許可基準を満たしています。一般基準は1番、3番、6番、8番ともに適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

- (議長) ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第4・議第56号を議題といたします。事務局次長お願いします。

○（事務局次長）日程第4・議第56号 朗読

○（議長）1番、2番について14番委員の調査報告をお願いします。

○（14番委員）おはようございます。それでは農地移動適正化あっせんの1番と2番の調査結果をご報告いたします。

まず、1番につきましては、土地の所在地は記載のとおりでございます。地目は畑。面積は2,998㎡でございます。売渡申出人は記載のとおりでございます。利用状況は現在、農協との利用権設定がされておきまして、転借人が野菜を作っておられますが、農協との利用権設定の合意解約がなされております。あっせんの理由といたしましては、農業経営の縮小ということでございます。あっせんを行う前に取引契約が実質的に締結している事実はありません。不動産業者が介入している事実はありません。農地移動適正化あっせん基準に適合すると判断されます。総合意見といたしまして、何ら問題はないと判断いたしました。

続きまして2番のご報告申し上げます。土地の所在地は記載のとおりでございます。地目は畑。面積は678㎡でございます。売渡申出人は記載のとおりでございます。利用状況につきましては保全管理。あっせんの申し出の理由につきましては、現在、勤めに出ておられるということで農業経営の廃止ということでございます。あっせんを行う前に取引契約が実質的に締結している事実はありません。不動産業者が介入している事実はありません。農地移動適正化あっせん基準に適合すると判断されます。総合意見といたしまして、何ら問題ないと判断いたしました。ご審議方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。あっせん委員に10番委員と14番委員を指名します。

次に2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のないか方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
2番もあつせん委員に10番委員と14番委員を指名します。
日程第5・議第57号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

- （事務局次長）日程第5・議第57号 朗読

- （議長）利用権設定の貸借設定10番と11番の「利用権の設定を受ける者」が、3番委員となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与することができませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。なお、採決に加わることはできません。
お諮りいたします。出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井主席）おはようございます。それではご報告致します。お手元の資料をご覧ください。平成28年12月15日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について利用権設定の「田」が31,233㎡、「畑」が0㎡、合計の31,233㎡あがってきております。一番下の所有権移転については今回ありません。右側の本年度実績は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が8件、再設定が6件の合計14件あがってきております。いずれの案件も本日お配りしております調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査・確認をさせていただいております。よって全ての案件については、

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。9時30分まで各自で審査をお願い致します。

（各自審査）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。
- （6番委員）調査書の10ページ、第3項第4号の判断の理由ということで、何と読むかは分かりませんが7名中4名の同意が取れているというところで、このような言葉はあまり聞いたことがないものですから、教えていただけたらと思います。
- （事務局 坂井主席）すいません。これは権原者の漢字が間違っておりました。
- （6番委員）漢字が間違っただけですか。初めて聞いた言葉だったので。
- （事務局 坂井主席）変換ミスでこのようになってしまいました。
- （議長）変換ミスということですので、訂正をお願いしたいと思います。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決をいたします。
10番、11番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

10番、11番の貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第6・議第58号を議題といたします。事務局次長をお願いします。
- (事務局次長) 日程第6・議第58号 朗読
- (議長) 事務局からの説明をお願いします。
- (事務局 堂坂主任) おはようございます。私から説明をさせていただきます。議第58号、非農地判断の一部取り消しについてということですが、議案書の6ページをご覧いただきたいと思います。ここに1筆記載がございますが、これは平成27年3月25日の総会にて非農地判断をしていただいた筆でございます。本人も事前通知等が届いた時点でお気づきにならなかったのですが、実際に法務局で非農地の手続きをしようとした際に、思っていた所とは違う所だったということが分かりました。まだ農地として活用されていた所だったものですから、今後も農地として活かしたいということで、取り消しをするということになり、今回、議案書として上げさせていただいております。現場の見間違いということで、取り消しの方が提出されています。以上で説明を終わります。
- (議長) ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。原案のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第7・議第59号を議題といたします。事務局次長をお願いします。
- (事務局次長) 日程第7・議第59号 朗読

- （議長）では、事務局次長から説明をお願いします。

- （事務局次長）農地法第2項第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてご説明いたします。いわゆる非農地かどうかということでございます。先にお配りしております、別紙をご覧いただきたいと思っております。全部で590筆、約36.7haでございます。事前に調査された後に、記載の調査日に担当農業委員と別の農業委員と事務局職員の3人以上で確認した農地になります。先にお手元のほうに担当地区のリストだけをお配りしておりましたので、すでにご確認いただいたと思っております。また、19日に農地調整部会を開催いたしました。こちらを事前にご審議いただいております。結果は、特に問題はないと判断をいただきました。なお、今日、審議をいただきました農地につきましては、1枚紙を挟んで置いてあったかと思っておりますけれども、非農地通知書を農地の所有者の方へ送付いたします。これは明日送付予定としております。12月末までに送付するようになっておりますので、可決後に準備をいたしまして送付するものでございます。今回、調査前の事前通知を送っておりません。以前は今から調査にお伺いすることがありますのでという事前通知を送っていましたが、却下されたと言いますか非農地にならなかった所有者の方にも送ってございましたので、皆さん事前通知で非農地になったと勘違いをされることが多くありましたので、今回、事前通知は送っておりません。また、今回はA判定も調査に入っておりますので、A判定の方にも送るということは難しいので、非農地の事前通知を送らなかったということになっております。事前通知を送っていないことで、初めて所有者の方のお手元に来るという形になりますので、皆さんのほうにお尋ね等があるかと思っておりますが、ご対応の方をお願いしたいと思います。それではご審議をお願い致します。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

- （7番委員）非農地通知が届いて本人が農地としてずっと残して欲しいと言われた場合は、こちらも耕作をお願いしますが何年か経っても耕作せずに荒れたままでも再度、非農地として判断はできないのでしょうか。

- （事務局次長）今はご本人のご希望があれば、非農地とはせずにそのまま農地として残すような形にしております。実際には農地として耕作をしていただくようお願いはしていかなければならないかと思っておりますが、いろいろな事情があるかと思っておりますので、非農地から外すという形になります。もし、今日、事前にそのような所が分かっていたら言うていただいて判定から外したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

- （議長）なかなか難しい問題で農業委員会としては、荒れていれば何かを作って耕作を
してくださいや利用してくださいとずっと言い続けたいといけません。後継ぎが居る
方は後継ぎの方に耕作してもらえればいいのですが、高齢になって何もできないと言
われればなかなか困ることもあります。農業委員会としてやはり農地を守るという観
点から耕作をお願いするという事は、なかなか難しいことがあるかと思えます。

- （7番委員）よく説明はしますが、先祖代々の土地だから残して欲しいや道路の改修の
対象になって農地だと報酬金額が良くなるという話が頭にあるから残して欲しいとい
う所も中にはあります。

- （議長）所有者本人が是非とも農地として残して欲しいと言うのであれば仕方ないと思
います。

- （7番委員）法律的には強制的に非農地にはできないですか。

- （事務局長）法律的には謳っているところはありませんが、やはりご本人さんが非農地
にはしたくないと言われるのであれば、農業委員会としては非農地にはできないかと思
います。ですが、荒れたままであれば周りにも迷惑をかけるので、きちんと保全
管理といいますか農業委員会で指導をしていくことになるかと思えます。

- （7番委員）法律的には権限はないということですか。

- （事務局長）はい。ないです。

- （10番委員）非農地判断をして非農地になった土地に野菜を作ったり、畑として使っ
たりすることは問題ないのでしょうか。

- （事務局次長）非農地になった後に農地として活用されることは問題ありません。いわ
ゆる普通に家を建てている宅地に一部、家庭菜園として利用されている土地があると
思いますが、特に問題はありません。ただし、税金は宅地並みになる可能性があります。
一旦、非農地にされた後にきれいに耕作をされているということであれば、例え
ば取り消し、もしくは非農地になって原野という登記にされるかと思えますが、農地
に戻された後に、法務局に農地にしましたと届出をしていただくと農地に戻りますの
で、特に問題はないかと思えます。ただ、全部ではなくてほんの一部分を農地として
活用しているときには、分筆をしないときちんと登記はできないかと思えます。登記

以外のことでは特に問題はないと思っております。

○（10番委員）非農地にしたときには税金関係で一番問題があるということですか。広い田を非農地にしてからということではなく、家のすぐ横に狭い農地があって荒れているわけでもないけれど、作物も作ってなくて山の斜面みたいな所がありました。所有者の方に「荒れているので農地として残すのであればきちんと耕作をしてもらわないといけない、非農地でもいいのであれば関係ないですが。」と言ったら、「もしかしたら野菜を作ることがあるかもしれない。」と言われました。非農地とした場合と畑としてそのままにした場合は持ち主にとってはどちらがいいのかと思いました。別に収入を得るために野菜を作るのではなくただ、楽しみとして農地に野菜を作るかもしれませんということでした。

○（事務局次長）税金面でいくと現況課税になりますので、登記地目は全く関係ないという形になります。広く野菜を作ってらっしゃれば、税務課は畑と見なします。作ってなくて荒れていけば原野と見なします。なので、どちらが高いか安いかと言いますと山側ということですので、ほとんど変わりはないかと思いますが、もしかしたら原野のほうが安いかもしれません。原野が農地よりも高く逆転している場所もありますので、一概に原野のほうが安いということではないのですが、原野のほうが比較的安い場合が多いです。ただ、農地に若干でもしようと思っただけなのであれば、そのまま保全をしていただいて、農地として残して遊休農地判定というのがいいのかと思っておりますが、そこはやはりお話をさせていただくしかないのかなと思っております。以上です。

○（議長）よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してありますリストに目を通す時間を3分間ほどとります。9時50分まで各自で確認をお願いします。

（各自確認）

○（議長）時間になりました。各自確認されての質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって可決いたしました。

日程第8・議第60号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

○（事務局次長）日程第8・議第60号 朗読

○（議長）では、事務局次長から説明をお願いします。

○（事務局次長）農業委員会の規則改正等についてご説明いたします。12月の定例議会におきまして農業委員と農地利用最適化推進委員の定数と報酬の条例が可決されました。可決内容は、農業委員の定数は10人、推進委員の定数は15人とするものです。報酬につきましては、会長の基本給が27,800円、会長職務代理者が26,100円、委員および推進委員は25,000円でございます。能率給は農地利用最適化交付金が国から交付された場合に、活動実績払いで6,000円と成果実績払いで14,000円前後となる予定ですので、約20,000円が対象月の分、報酬となります。これは3月か4月にまとめて支払うこととなります。この条例の可決に伴いまして、農業委員会の規則等について定めなければなりませんので、農業委員会の規則改正等についてという冊子の1ページをご覧いただきたいと思っております。すいません。先ほどの定数や報酬につきましては、12月定例議会後ということもあり、間に合わず何もお配りしておりませんので、もう1回お聞きになりたい方は後ほど事務局へお願い致します。農業委員の推薦、募集に関する規則に関しましては、市長の任命になりますので、市長部局でございます農業振興課からあげられることとなります。その規則の（案）につきましては、11ページから15ページのほうに記載してございます。農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会が委嘱するということになっておりますので、今回、審議していただくものとなります。1ページでございます。こちらを読んで簡単に説明をしていきたいと思っております。まず、第1条、この規則は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以上「法」という。）、人吉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成28年人吉市条例第46号「条例」という。）、その他の法令に定めるもののほか、人吉市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の推薦及び募集の手續等について必要な事項を定めるものとなっております。まず、推薦と募集についてです。AさんがBさんを推薦するという場合の一人

がどなたかを推薦するという個人からの推薦。次に法人や団体、地区などの推薦も団体からになりますが、団体からの推薦。そして自薦、自分で応募をしてくるというやり方の3通りになるということでございます。第3条ですけれども、推進委員を推薦及び募集する区域につきまして、2ページから3ページに載せておりますのでそちらをご覧くださいと思います。こちらのほうに地区の名前が書いてありまして、その地区に対する定数が1人ということになっております。現行18人でこの地区を回っていただいておりますが、これが15人という形になります。ただし、農業委員さんが10人おられますので、その10人の方がこの地区のほうに配置をされますのでこれをまた分けるなり、どのようにして回るのかは後ほど決めていただくことになると思います。第4条をご覧ください。この推薦、募集を行うのに掲げる広報ということですが、広報ひとよしその他の広報誌への掲載、これは農業委員会だより等も含まれます。それから人吉市公告式条例に規定する掲示場への告示。駐車場の前にある掲示板のことです。こちらのほうに掲載をするということになります。市ホームページへの掲載、前3号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認める方法ということになっております。農業振興課が発行しております、「みのり」にも掲載したいと思っております。次に農業委員は前項の推薦及び募集を行う場合は、推薦及び募集の期間方法その他の必要事項を定めるということになっております。7ページをご覧くださいと思います。その他の内容ということでこちらのほうを上げさせていただきます。募集期間は2月1日から2月28日の28日間になります。募集方法は推薦及び応募です。任期は平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間。申し込み方法は、人吉農業委員会事務局又は市農業振興課の窓口で応募用紙を受け取るか、郵送請求又はホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、提出していただくこととなります。申し込み締め切りは平成29年2月28日、午後5時まで。郵送の場合は当日消印有効となっております。資格要件等がありますので、詳しくは農業委員会事務局か農業振興課にお尋ねいただくことになっております。申し込み、問い合わせ先が農業委員会事務局と農業振興課ということになっております。こちらが先ほどの必要事項を定める内容になります。第5条になりますが資格です。推薦を受ける者また、応募できる者が農地等の利用最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちで、法第8条第4項に該当する者を除くとなっておりますが、これは破産決定手続開始決定を受けていないや禁錮以上の刑に処されていないという内容のものになります。第6条です。推薦や応募される方は別記様式に記入の上、提出するということになっております。その様式が4ページにございます。1枚紙になっておりますので、書き方を少しお話したいと思います。まず、推薦を受ける者又は自分で応募される方は1番のところに記入をしていただきます。農業委員も同じような様式にはなりますが、宛先のほうが農業委員は市長様になっております。推進委員は人吉市農業委員会様になっております。自分で応募された方はこれで記入は終わりになります。

次に、推薦を受けられた方です。まず、法人や団体の推薦を受けられた方は2番目、推薦する法人、団体の名称等が必要になります。推薦をされた方が個人の場合は2番ではなく3番目に名前等を書いていただきます。こちらは審査等がございますので、できれば経歴や応募推薦の理由については詳しく記入をしていただきたいと思います。欄がどうしても狭いと思いますので、こちらの裏面を使って書いていただければと思っております。もし、お尋ねがあった場合にはこのように説明をしていただきたいと思います。次に第7条になります。農業委員会の推薦、応募の状況につきましては期間の途中と期間終了後に公表するということになっております。こちらは第4条第1項第2号及び第3号に掲げる方法により公表し、また、内容につきましては農業委員会等に関する法律施行規則第12条に規定する事項を公表するということになっております。こちらの公表内容というのはホームページと市の掲示板ということになります。農業委員会だよりや広報ひとよしでは途中経過というのは間に合いませんので、ホームページと掲示板に公表する予定でございます。第8条になります。候補者の評価及び選考。これは推薦及び応募された方が定数よりも多かった場合は選考していただくという形になりますので、こちらは人吉市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会というのをつくりまして、そちらで評価していただきます。それは後ほどご説明をしたいと思います。これに伴いまして、農業委員会で決定した推進委員に委嘱をするということになっております。農業委員会が推進委員の欠員が条例の規定する定数の6分の1を超えた場合に、規則に定める手続きに基づき、速やかに推進委員の補充に努めなければならないとなっておりますので、2人ぐらいがご病気や事情で辞退、欠員が出た場合にはまた推薦、応募という手続きを踏んで新しく推進委員を補充していくことが第9条に定められております。第10条に関しては、この規則に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会が別に定めるとなっておりますので、今後いろいろ出てきた場合にはこちらで決めていくという形になります。これが農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則の（案）でございます。

引き続き5ページの人吉市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規定（案）のほうをご説明したいと思います。先ほど申しました定数よりも多い方が応募、推薦された場合、こちらの委員会で評価をしていただくということになっております。評価委員の構成員は農業振興課長、農林整備課長、農業委員会事務局長と農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者ということになっております。こちらで評価をいたしまして、最適化推進委員が定数を満たすように決めていきます。その会の招集や出席に関して詳しくこちらのほうで定めてあるということになります。まだ、評価方法や採点の内容については決まっておりませんので、これから決めていきたいと思っております。以上がこの規則改正等についての案件になります。ご審議をお願い致します。

- （議長）ありがとうございました。これから配布してあります規則等に目を通す時間を5分間ほどとります。10時10分まで各自で確認をお願いします。

(各自確認)

- (議長) 時間になりました。各自確認されての質疑はありませんか。
ここで是非とも聞いておきたいことはありませんか。
- (14番委員) 最適化推進委員は区域割りで定数を設けていますが、農業委員は区域割りや区域の定数の案はありますか。
- (事務局次長) 農業委員は10人になりますので推薦、応募で決まりましたあかつきには1校区2人で配置をしたいと思います。募集時点でどの校区をどなたという校区の設定はできません。募集ではどの地区の方が応募してこられても構わないということになっております。地区で多人数の方が応募して来られた場合に偏る可能性もございますけれども、そちらは偏りがないような形で決めなければなりません、地区に何人という規定はございません。募集、応募に関してはここに記載しておりませんが、最終的には担当地区を割り当てる形になります。もちろん地区がこういう方を農業委員にしたいから自分の地区から出したいというふうにして応募していただく分に関しましては何ら問題ございませんし、どなたか推薦してくださいとお願いする分も何ら問題はありません。ただ、推薦されたら通りますという確約ができないということです。以上です。
- (15番委員) 農業委員は各地区に2名置くという理由をきちんと教えていただきたいと思います。
- (事務局次長) 単純に5地区、中原、西瀬、藍田、人吉、大畑という形になります。その5地区でだいたい2名ずつ振り分けをするというように考えております。
- (議長) よろしいでしょうか。農業委員は10名ということですので、5地区で2名ずつ推薦してもらうという。割合はどのくらいでしたか。
- (事務局次長) 国からの提示としてはその中で認定農業者が過半数以上です。人吉市の場合には認定農業者の数が農業委員の定数×8をした80人よりも下回っておりますので、認定農業者に準ずる者という規定がありますが、そういう方でもいいですよということになっております。準ずる者といいますのは、認定農業者OB、認定就農になっている法人の役員や従業員の方などいろいろな項目がありまして、かなり幅広く認定できるようになっております。ただ、認定農業者が過半数集まれば問題がありま

せん。万が一、認定農業者が過半数を出なかった場合は、準ずる者の方でいいということになっております。それから女性農業委員が農業委員の3割以上ということになっております。人吉市は10名ですので3人は欲しいなと思っておりますので、皆さんできれば応募していただけたらと思います。また50歳未満の若い方を1人以上入れるということになっております。以上です。

- （議長）準ずる者というのは、資料の13ページの1番下に書いてありますので、読んで下さい。人数がオーバーした場合は評価委員会が評価をしますので、今、次長が話したように応募したからなれるということでもございません。評価委員会で評価をし、選考をいたしますのでその点も踏まえて頭に入れていただけたらと思います。ほかに質疑はありませんか。
- （14番委員）農業委員の募集期間は最適化推進委員と同じですか。2月1日から28日までですか。
- （議長）同じになります。
- （12番委員）2月いっぱいであれば期間があまりないと思うのですが。
- （議長）議会が12月20日に終わりましたが、議会前にはできないので議会が終わってから1月に説明に回ります。そして振興組合長に報告と説明に回って、その地区で協議をしてもらうということにしたいと思います。1ヶ月あると思いますが。
- （事務局長）1ヶ月の間に農業委員の10人と最適化推進委員の15人がそれだけ応募が無かった場合には、また3月に第二次募集をするということになります。最終的には6月議会で農業委員の人事案件を出そうと思っておりますので、最終的には間に合えばと思っております。
- （議長）最初は3月議会に出そうと思っておりましたが、期間が短いということで6月議会でも間に合いますので6月議会に出したいと思います。
- （3番委員）西瀬校区の区割りがしてありますが、今の調査区域からして矢黒と鹿目が薩摩瀬のほうに入っています。戸越のほうは鹿目と一緒に回っていましたが、もし、上戸越、下戸越に居なかった場合は鹿目のほうにお願いするということはあるですか。
- （議長）3番委員、説明をいたします。

○（事務局次長）もっと区割りを細分化させると18人ぐらいになってしまいます。目安として100haに1人ということもありますので、一応これは面積と筆数を加味して出しております。実際は薩摩瀬のほうに鹿目が入っていて場所的には離れておりますけれども実際に面積や筆数に加味すると回れるのかなと思っております。ただし、これは農業委員が入っていないところで決定しておりますので、このあと農業委員も同じように回っていただきますが、どこを回るといのは地区の方で話し合いをして決めていただくと思います。例えば鹿目は農業委員で回っていただくという決め方でもできるのではないかと考えております。ここでは最適化推進委員しか謳えませんが、農業委員がどの地区でどのように回るとは謳ってありませんが、していただく内容は同じことをしていただくというふうに考えております。地区も担当の割り振りをしますけれども、このあと農業委員が5地区に2人ずつ就かれますので、その方達がどのように回るかは地区で考えていきたいと思っております。どうしてもこの地区では1人専任で置きたいとかここは出来れば2人で回りたいとかいろいろなことがあると思っておりますが、農業委員、最適化推進委員のほうで決めていただきたいと思っております。以上です。

○（議長）よろしいでしょうか。

○（3番委員）調査区域は別の問題で、今までの振興組合長との関係から上戸越、下戸越、鹿目としていたものですから、もし、上戸越、下戸越からいなくなったら推薦するのはそちらのほうになるのではないかと考えました。面積の関係でということとは分かりました。

○（議長）その地区で協議していただいて出してもらって、そのあとに範囲については中で決めていただければと思います。

ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

来月の定例総会は、25日（水曜日）午前9時からカルチャーパレス仮本庁舎の3階議員控室で開催予定です。

（ 10時23分 終了 ）